



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課）	1
道路の区域の変更・2件（道路管理課）	1
県道の供用の開始（道路管理課）	2

公 告

建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	2
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3

告 示

沖縄県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（伊野田北地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年7月25日から令和5年3月10日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 竹富町小浜島地内（南風田地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年10月1日から令和5年2月22日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和5年4月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字安和安和21番から 名護市字安和与那川原860番まで	7.0m ~ 17.9m	84.7m
新	名護市字安和安和21番から 名護市字安和与那川原860番まで	8.9m ~ 11.8m	80.0m

沖縄県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和5年4月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	八重瀬町字屋宜原波平原23番185から 八重瀬町字屋宜原波平原96番1まで	19.1m ~ 11.5m	222.2m
新	八重瀬町字屋宜原波平原23番185から 八重瀬町字屋宜原波平原96番1まで	87.2m ~ 10.5m	222.2m

沖縄県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和5年4月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 那覇内環状線
- 2 供用開始の区間 那覇市奥武山町72番6から那覇市壺川2丁目9番4まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月15日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年12月23日
- (2) 商号名 株式会社ミヤコン
- (3) 代表者名 中尾忠作
- (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根添3418番地6
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第12020号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月23日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和5年1月6日
- (2) 商号名 有限会社三工電設
- (3) 代表者名 下地健一
- (4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目9番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第5759号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年1月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和5年1月10日
- (2) 商号名 株式会社友羽プラン
- (3) 代表者名 宮城導
- (4) 所在地 うるま市字大田718番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14273号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年1月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和5年1月12日
- (2) 商号名 株式会社久米電装
- (3) 代表者名 仲田一郎
- (4) 所在地 那覇市久米2丁目16番25号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第6512号、沖縄県知事 許可(般-2)第6512号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年1月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年1月12日
- (2) 商号名 金秀アルミ工業株式会社
- (3) 代表者名 呉屋良和
- (4) 所在地 西原町字掛保久217番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-31)第11509号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年1月12日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年2月3日
- (2) 商号名 さきえだ工業
- (3) 代表者名 稲福善浩
- (4) 所在地 南城市大里字稲嶺2793番地8
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第11376号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年1月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月23日 沖縄県指令土第244号、令和4年8月26日 沖縄県指令土第637号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平373番1ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字大里927番地の2 社会福祉法人愛の園福祉会 理事長 大城初美
- 5 検査済証番号 令和5年3月30日 第4873号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月24日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--